

議案第26号

二宮町障害者の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

障がい福祉に関する情勢の変化に伴う町単独事業の見直しにあたり、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

二宮町障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年二宮町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「手帳」の次に「（以下「手帳」という。）」を、「第5号」の次に「（以下「規則別表」という。）」を加え、「から3級までのいずれか」を「又は2級」に改め、同条第2号中「50」を「35」に改め、同条第3号中「又は2級」及び「障害を有する」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）手帳の交付を受け、規則別表の3級に該当する障害を有する者で、かつ、児童相談所又は更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者

第3条中「費用」の次に「（第1条の2第4号に該当する対象者の入院に係るものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の第1条の2各号のいずれかに該当する者については、障害者とみなす。

3 この条例による改正後の二宮町障害者の医療費の助成に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に障害者となった者について適用し、施行日前に障害者となった者については、なお従前の例による。

(議案第26号) 二宮町障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第1条の2 この条例において障害者とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「規則別表」という。)の1級又は2級に該当する障害を有する者</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された者</p> <p><u>(3) 手帳の交付を受け、規則別表の3級に該当する障害を有する者で、かつ、児童相談所又は更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者</u></p> <p><u>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級に該当する者</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 本町は、対象者が助成を受けることのできる資格を有した日の属する月の初日以後に受ける療養に要する費用(第1条の2第4号に該当する対象者の入院に係るものを除く。)のうち、社会保険、国民健康保険等の法令の規定によって対象者又は被保険者若しくは組合員が負担すべき額を助成する。ただし、付加給付規定に基づき給付された額は除くものとする。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第1条の2 この条例において障害者とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から3級までのいずれかに該当する障害を有する者</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者</p> <p><u>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する障害を有する者</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 本町は、対象者が助成を受けることのできる資格を有した日の属する月の初日以後に受ける療養に要する費用のうち、社会保険、国民健康保険等の法令の規定によって対象者又は被保険者若しくは組合員が負担すべき額を助成する。ただし、付加給付規定に基づき給付された額は除くものとする。</p>